

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT 協定) 2.9.1に基づくものです。〕

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省  
関係省令及び経済産業省告示の改正について

下記のとおり、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省  
関係省令及び経済産業省告示の改正を行う予定ですので、お知らせします。

### 記

#### 1. 件名

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省関係省令及び  
経済産業省告示の改正について

#### 2. 対象品目

＜新たに定める指定製品の環境影響度の目標値及び目標年度＞ a

| 製品区分   | 環境影響度の目標値 | 目標年度 |
|--|-----------|------|
| 業務用エアコンディショナー（中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー、設備用エアコンディショナー、又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーは除く）           | 750       | 2025 |
| 中央方式冷凍冷蔵機器（遠心式の圧縮機を用いるもの）のうち、有効容積が五万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものを除く             | 100       | 2029 |
| 中央方式冷凍冷蔵機器（スクリー式の圧縮機を用いるもの）のうち、有効容積が五万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものを除く           | 150       | 2031 |
| 中央方式冷凍冷蔵機器（遠心式又はスクリー式の圧縮機を用いるもの以外のもの）のうち、有効容積が五万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものを除く | 750       | 2029 |

＜新たに定める指定製品の環境影響度の目標値及び目標年度＞ b

| 製品区分  | 環境影響度の目標値 | 目標年度 |
|---|-----------|------|
| ビル用マルチエアコンディショナー（既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるものを除く） | 750       | 2027 |

＜新たに定める指定製品の環境影響度の目標値及び目標年度＞ c

| 製品区分                                     | 環境影響度の目標値 | 目標年度 |
|--|-----------|------|
| 中央方式エアコンディショナー（遠心式の圧縮機を用いるもの以外のもの）       | 750       | 2029 |
| 設備用エアコンディショナー（既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるものを除く） | 750       | 2029 |

|  |     |      |
|--|-----|------|
| ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー（既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるものを除く）                              | 750 | 2029 |
| コンデンシングユニット等（圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワットを超えるものであって、圧縮器、蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されたもの）  | 150 | 2029 |
| コンデンシングユニット等（圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワットを超えるものであって、圧縮器、蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されないもの） | 750 | 2029 |
| コンデンシングユニット等（圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワット以下のもの）                                   | 150 | 2029 |

### 3. 趣旨及び目的

指定製品の環境影響度低減に向けたイノベーションを加速し、指定製品に係る使用フロン類についてノンフロン・低GWP製品への転換及び普及を推進することにより、フロン類使用合理化（使用抑制）の推進を図るため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、「改正フロン法」という。）第12条及び第14条に基づき、経済産業大臣は、同法政令に定められた指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度（オゾン層破壊効果、地球温暖化効果）の低減に関し指定製品の製造者等の判断の基準（以下、「指定製品判断基準」という。）となるべき事項及び表示事項を定め、公表することとなり、また、指定製品判断基準は、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めることとなっている。なお、指定製品判断基準及び表示事項については、指定製品の区分ごとに経済産業省告示において定められるとともに、それらの指定製品について経済産業大臣による勧告の対象となる製造業者等の基準は経済産業省関係省令において定められる。

### 4. 公布予定

令和6年10月

### 5. 施行予定

**a**：令和7年4月、**b**：令和9年4月、**c**：令和11年4月

### 6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室  
 TEL 03-3501-4724

### 7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後